



30 消安第 4525 号

平成 30 年 12 月 12 日

群馬県農政部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

愛知県で採取された野鳥の糞便から低病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された事例に伴う防疫対策の再徹底について

高病原性鳥インフルエンザ等の発生予防対策及び発生に備えたまん延防止対策については、「平成 30 年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」（平成 30 年 9 月 12 日付け 30 消安第 2974 号農林水産省消費・安全局長通知。以下「強化通知」という。）により、万全を期していただくようお願いしたところです。

今般、別添 1 のとおり環境省から、愛知県で採取された野鳥の糞便から、低病原性鳥インフルエンザウイルス（H7N9 亜型）が検出された旨連絡がありました。

韓国において、別添 2 のとおり、野鳥の糞便から低病原性鳥インフルエンザウイルス（H5 及び H7 亜型）が検出されていることを踏まえれば、我が国の家きん飼養農場（以下「農場」という。）への本病ウイルスの侵入リスクが高まっていると考えられます。

つきましては、このことについて、貴都道府県ウェブサイトへの掲載や電子メール等の手段を用いて、農場及び畜産関係者に対し、確実に届くよう情報提供するとともに、強化通知に基づく農場及び家きん舎への本病ウイルスの侵入防止対策並びに飼養家きんの異状の早期発見・通報について、再度、徹底をお願いします。

また、農場において本病が発生した場合に、迅速かつ円滑な初動対応が講じられるよう、改めて、必要な人員の確保及び緊急連絡先の確認並びに必要な防疫資材の備蓄状況及び調達先を確認いただくとともに、防疫措置従事者の感染防止・健康管理に対応するため、公衆衛生部局との連携体制についても確認いただきますようお願いします。

なお、韓国における本病の発生状況を含む、本病に関する最新の情報については、当省のウェブサイト（<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/>）にて随時提供しますので、畜産関係者への注意喚起に活用いただきますようお願いいたします。

